

津山市監査委員告示第14号
平成30年3月26日

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度定期監査(第1次)の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

指摘事項 (1)	保護費返還金の現金収納があったが、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条では、出納員及び分任出納員が現金を収納したときは、収納金現金出納簿により、これを整理しなければならないとなっている。また、領収書の日付の記載がないものがあった。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	収納金現金出納簿を整備した。領収書の記載については、課長が収納金現金出納簿の確認印を押す際に、領収書(手書き)と納入通知書(電算出力)を確認し、記載漏れがないかダブルチェック体制を整えた。	

指摘事項 (2)	所管する5つの会館のコピー代について、分任出納員の命を受けていない嘱託職員が現金の収納を行っていた。地方公共団体の現金の出納に関する事務は、会計管理者の権限に属し(地方自治法第170条)、補助職員(地方自治法第171条第1項、津山市会計規則第14条)としての身分を持たないものが現金の収納を行うことはできない。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	会館におけるコピーサービスを取り止めた。並びに、会館の嘱託職員による現金収納業務を全て中止した。現金の収納が必要な場合は、出納員(分任出納員)が本庁から各会館に出向いて行うこととした。	

指摘事項 (3)	生活保護費返還金、災害復旧資金貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入について、過年度分と現年度分の未収金が6月に同時に調定されていた。津山市会計規則第38条に基づいて、過年度分については、会計年度の末日において、翌年度に繰越し、新年度直ちに調定をされたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成29年度分から、過年度分については会計年度の末日において翌年度に繰越し、新年度直ちに調定することとした。	

指摘事項 (4)	文書管理について、津山市の簿冊の中に、外郭団体が管理すべき文書が混在していた。また、文書登録がされていないもの、收受した文書の受付印、起案文書の決裁日、文書主任印がないもの、綴られている簿冊の番号と各文書に表示されている簿冊番号が異なるものが散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	指摘事項を関係職員で共有を図り、簿冊に編冊する際には外郭団体の文書が津山市の簿冊に混在しないよう徹底を図った。受付印等については、各担当者が確認するとともに、文書主任が定期的に簿冊を確認することとした。	

【監査対象課名 障害福祉課】

(監査実施日：平成29年5月31日)

指摘事項 (1)	地方自治法施行令第150条第1項第3号では、歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと定められているが、障害者福祉費と児童福祉総務費の役務費で購入した郵便切手を、同じ郵便切手受払簿で管理していた。また、障害者福祉費の成年後見制度事業で購入した切手については、郵便切手受払簿がなかった。それぞれの目別に管理をし、適切な事務執行をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	成年後見制度事業で購入した切手について、郵便切手受払簿にて管理した。また、新年度(H30年度)から、障害者福祉費、児童福祉総務費、障害児福祉費ごとに郵便切手受払簿を作成し、管理することとした。	

指摘事項 (2)	文書管理について、文書に記載されている簿冊と異なる簿冊に綴られている文書が散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	異なる簿冊に綴られた文書を、本来綴るべき簿冊に移した。	

指摘事項 (3)	要約筆記者派遣事業について、委託先に申請受付等の全ての事務を一任しており、担当課として申請から決定までの状況を把握していなかった。津山市要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、適正な事業実施を行われたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	津山市要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、派遣の申請から決定までの事務を適正に実施することとした。	

【監査対象課名 高齢介護課】

(監査実施日:平成29年 5月31日)

指摘事項 (1)	コピー代の現金取扱いについては、指定金融機関への払込みまでの期間に約14日を要していた。会計規則第24条に基づき、原則として収納の日又はその翌日には払込みをするように、事務処理を徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	つり銭不足が生じないよう1,000円から3,000円へつり銭を増やし、収納の翌日に指定金融機関へ払込みをするよう事務処理を改善した。	

【監査対象課名 臨時福祉給付金対策室】

(監査実施日:平成29年5月31日)

指摘事項 (1)	臨時福祉給付金支給要件非該当による返納金の現金収納があったが、現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条によると、出納員及び分任出納員が現金を収納した時は、収納金現金出納簿により、これを整理しなければならないとなっている。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	津山市会計規則に基づき収納現金出納簿を整備し、現金を収納した場合、これを整理するよう措置を行った。	

【監査対象課名 管理課】

(監査実施日：平成29年10月2日)

指摘事項 (1)	定期監査において事前に提出された道路使用料、法定外公共物使用料の徴収簿が、鉛筆で記入されていた。また、金額の訂正に訂正印がないものが見受けられた。公文書の記載等について適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	定期監査の指摘後、道路使用料、法定外公共物使用料の徴収簿については、ボールペンで記入しています。また、金額の訂正箇所には訂正印を押印しています。	

【監査対象課名 土木課】

(監査実施日：平成29年10月2日)

指摘事項 (1)	印紙税法第8条第2項では、「課税文書に印紙をはり付ける場合には、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」となっているが、消印がなされていない契約書が多数見受けられた。また、単に「印」と表示したり斜線を引いたものも印章や署名には当たらず、消印したことにはならないので、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	監査受験以降、契約書押印時に印章での消印を実施している。	

指摘事項 (2)	文書管理について、簿冊の表紙のないもの、簿冊番号が違うものが同じ簿冊に混在しているもの、実績報告書等を受理した際に受付印を押印していないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	監査受験以降、簿冊を分けて文書管理している。受付印についても押印し、文書管理者が確認を行っている。	

【監査対象課名 公園緑地課】

(監査実施日：平成29年10月2日)

指摘事項 (1)	リージョンセンターにおいて現金分任出納員となっていない非常勤嘱託職員が、使用料を収受していた。津山市会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	使用料を収受する非常勤嘱託員について、平成29年9月26日付けで現金分任出納員の任命を受けた。	

【監査対象課名 建築住宅課】

(監査実施日：平成29年10月2日)

指摘事項 (1)	住宅新築資金等貸付金の収納において、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づき、適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	改正会計規則に基づき、収納金現金出納簿を規則様式に改め、整備(改正)を行ないました。	

【監査対象課名 下水道課】

(監査実施日：平成29年10月2日)

指摘事項 (1)	下水道事業受益者負担金の収納において、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づき、適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成30年度から、下水道事業は企業会計に移行し、津山市会計規則の適用しないことになるため、同規則に基づく現金出納簿ではなく、下水道事業会計規則に基づく現金出納簿を整備する。	

【監査対象課名 協働推進室】

(監査実施日：平成29年10月10日)

指摘事項 (1)	津山市コミュニティセンター使用料について、施設管理業務委託先に収納事務を委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項による、収納事務を私人に委託した旨の公表をしていなかったもので改善されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	地方自治法施行令第158条第2項により、収納事務を施設管理業務委託者に委託している旨の表示を施設内に掲示し、公表している。	

【監査対象課名 加茂支所 市民生活課】

(監査実施日：平成29年10月30日)

指摘事項 (1)	コピー代の領収書に、あらかじめ分任出納員の記名押印がなされていた。領収書は、現金を受領する(分任)出納員が記名押印するよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	現金を受領した(分任)出納員が、現金受領の都度、領収書に記名押印するように徹底した。	

指摘事項 (2)	手提げ金庫の中に、「落し物」とだけ記入された封筒で 60 円が保管されていた。庁舎内の拾得物については、本庁の拾得物の取り扱いに準じて適正な取り扱いをされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	本庁の拾得物の取り扱いに準じた取り扱いを行った後、「金庫内残金」として雑入に収入しました。	

指摘事項 (3)	委託業務の履行確認報告書の文書收受について、担当者の押印のみの取扱いが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	文書收受後に履行確認を行うように改めた。	

指摘事項 (4)	平成 28 年度決算に係る奨学貸付金元利収入の調定額 1,107,163 円に、延滞金 426,163 円が含まれていた。財務事務の処理においては科目、計数を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成 29 年度から、延滞金は諸収入の延滞金の科目に調定し、奨学貸付金元利収入の調定額からは除いた。	

【監査対象課名 加茂支所 産業建設課】

(監査実施日:平成29年10月30日)

指摘事項 (1)	市営住宅使用料の領収書のただし書きが、「〇年〇月分」としか記入されていなかった。内容が分かるように、「市営住宅使用料」の記入をするように改められたい。	
区 分 (該当に〇印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	「市営住宅使用料」と記入するように改めた。	

指摘事項 (2)	定住促進団地貸付料分の領収書にあらかじめ分任出納員の押印がなされていた。現金を受領する(分任)出納員が記名押印するよう改められたい。	
区 分 (該当に〇印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	現金を受領したときに分任出納員が押印するよう改めた。	

指摘事項 (3)	非農地証明手数料について、出納室の合議を得ていない独自様式の領収書を交付していた。会計規則第21条に基づいた領収書に改められたい。	
区 分 (該当に〇印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	規則に基づいた領収書に改めた。	

指摘事項 (4)	加茂堆肥製造施設については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成8年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	堆肥販売量の促進を図るため、過去の利用者にチラシを送付するだけだったが、各町内会長にも送付するようにした。 糞尿の搬入量を削減するため、飼育頭数の削減を検討中。	

【監査対象課名 勝北支所 市民生活課】

(監査実施日:平成29年10月27日)

指摘事項 (1)	勝北陶芸の里工房使用料の領収書について、領収先の住所や内容の記入漏れが見受けられた。また、実費として徴収した作品郵送に係る経費が、収納金現金出納簿へ記入されていなかった。会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	領収書の領収先の住所等記入について、監査での指摘後、記入漏れがないよう分任出納員に指導し、担当者が厳重に確認するよう対応を行っている。実費として徴収した作品郵送に係る経費について、監査での指摘後、会計規則に基づき収納金現金出納簿へ記入を行っている。	

指摘事項 (2)	新規採用の非常勤嘱託員(宿日直職員)について、現金の取り扱いがあるにもかかわらず、会計規則第15条による分任出納員の任免を受けていなかった。津山市会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	監査での指摘後、早急に津山市会計規則に基づいて、新規採用非常勤嘱託員の分任出納員の任命を行った。	

【監査対象課名 勝北支所 産業建設課】 (監査実施日:平成29年10月27日)

指摘事項 (1)	印紙税法第8条第2項では、「課税文書に印紙をはり付ける場合には、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」となっているが、消印がなされていない契約書が多数見受けられた。また、単に「印」と表示したり斜線を引いたものも印章や署名には当たらず消印したことにはならないので、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	印紙の消印については漏れがないように確認するように職員に徹底させた。	

【監査対象課名 久米支所 市民生活課】 (監査実施日:平成29年10月27日)

指摘事項 (1)	臨時運行許可手数料等について、例規に定めのない領収書を交付していた。会計規則第21条に基づいた領収書に改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	条例に規定された金銭登録機による領収書の発行に改めた。	

指摘事項 (2)	新規採用の非常勤嘱託員(宿日直職員)について、現金の取り扱いがあるにもかかわらず、会計規則第15条による分任出納員の任免を受けていなかった。津山市会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	分任出納員の任免を受けた。	

指摘事項 (3)	委託業務履行確認の報告書の文書收受について、担当者の押印のみの文書收受が多く見受けられた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	点検表等報告書を受けた管理担当職員は、管理責任者まで決裁を取り簿冊へ綴るよう改めた。	

指摘事項 (4)	大井東地区他3地区の文化祭事業委託料は、委任払いにより、久米支所市民生活課職員(受任者)の口座へ振り込まれている。その後、当該職員(受任者)が、各地区の債権者である文化祭実行委員会委員長へ現金を受け渡す際に、代理人へ渡していた。この場合、委託料は直接債権者へ渡すか、債権者から受領委任を受けた者に支払われたい。また、現金による受領行為が伴う場合は、履行の過程を明確にする書面(受領書や委任状)を残すなど、適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	今年度は執行済みのため、来年度から債権者である文化祭実行委員長に現金を渡し受領書をもらうよう改める。	

指摘事項 (1)	久米堆肥製造施設(ゆうきの丘)については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成10年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区分 (該当に○印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	施設の老朽化等については、財政課FM推進係等と今後協議を行い、長寿命化が可能か検討を行っていく。施設運営については畜産農家の状況を踏まえながら、畜産経営の動向や家畜排泄物管理のあり方など、農業振興課を中心とした検討会を開催し、検討を行っていくものとする。	